大分地方検察庁　御中

一般道で時速 194 キロは「過失」ですか？

大分市で起きた死亡事故について
危険運転致死罪に訴因変更することを要望します！

昨年 2 月、大分市里の一般道で 19 歳の少年が時速 194 キロで乗用車を運転し、交差点を右折しようとしていた会社員（当時 50 歳）を死亡させました。この件について、貴庁は事故を起こした元少年に対して、危険運転致死罪ではなく自動車運転過失致死罪で起訴しました。

元少年は、乗り始めたばかりのドイツ製の車が「何キロまで出るのか試したかった」、「以前にも猛スピードを出したことがある」と述べています。現場にはブレーキ痕が無く、被害車両はノーブレーキで衝突されて大破しています。ところが貴庁は、加害者が時速 60 キロの法定速度の3倍を超える高速度を出していても「まっすぐに走っていたから車を制御できていた。『危険運転』には当たらない」と説明されました。

しかし、私たち遺族は、身勝手な動機によって法を無視し、挙句の果てに引き起こされた本件のような死亡事故が、「過失」、すなわち不注意によるものとして裁かれるのはおかしいと思えてなりません。どうか必要な補充捜査をしていただいた上で、起訴罪名を危険運転致死罪に変えてくださるよう、お願い申し上げます。

2022 年 9 月

被害者　小柳　憲・遺族一同

上記に賛同して署名します。

賛同者のお名前	ご住所　＊番地は省略可能です

■連絡先・お問い合わせ・署名用紙の返送先：〒873-0412　大分県国東市武蔵町古市306
ピアサポート大分絆（きずな）の会　共同代表・佐藤　悦子　090－4988－9585

＊頂いた個人情報は大分地方検察庁に提出するためのみに利用し、それ以外の目的に使用することはありません。